

## 令和 8 年度旭川市認知症総合支援事業検討会 会議録

- ・日時 令和 8 年 8 月 6 日（木曜日）午後 6 時 3 0 分から午後 7 時 3 0 分まで
- ・場所 旭川市総合庁舎 7 階 大会議室 A
- ・出席者 委員 8 名（今井委員、今本委員、岩崎委員、木下委員、田中委員、鉛口委員、中條委員、中濱委員） ※50 音順  
事務局 5 名（長寿社会課 宮川課長、星課長補佐、地域支援係 片岡、木村、児玉）
- ・欠席者 1 名（森川委員）
- ・傍聴者 0 名
- ・資料 次第、参加者名簿、座席表、資料「本日の会議について」、報告事項ア～ウ  
各資料、資料「あさひかわ認知症本人ミーティング」、検討事項資料、資料「あさひかわオレンジプラン骨子案」

### 【内容】

#### 1 開会

##### （1）本日の会議の目的について

###### 事務局

本検討会の目的は、介護保険法に規定された認知症総合支援事業について、専門職と情報共有及び検討を図るものである。具体的には、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業、その他認知症施策について検討していただく。

##### （2）本日の会議の運営について

資料「本日の会議について」に沿って説明

###### 事務局

本日の会議については、資料のとおりとしてよろしいか。

###### 一同

よい。

#### 2 議事

##### （1）報告事項「認知症総合相談支援事業等の実施状況について」

###### ア 認知症初期集中支援事業について

報告事項ア 資料に沿って事務局から説明

###### 事務局

質問・意見等はあるか。

一同

意見等なし。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業について

報告事項イ 資料及び資料「あさひかわ認知症本人ミーティング」に沿って事務局から説明

**事務局**

質問・意見等はあるか。

一同

意見等なし。

ウ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取組について

報告事項ウ 資料に沿って事務局から説明

**事務局**

質問・意見等はあるか。

一同

意見等なし。

(2) 検討事項「旭川市認知症施策推進計画（仮称）について」

検討事項資料及び資料「あさひかわオレンジプラン骨子案」に沿って事務局から説明

**事務局**

質問・意見等はあるか。

**A 委員**

認知症は、進行度により状態に大きな違いがある。また本人は病識を持ちづらく、家族間でも理解の違いにより意見がまとまらず適切な支援につながらないことが往々にしてある。旭川市認知症施策推進計画（以下「推進計画」という。）では、一般的な内容は記載されているが、具体的な支援や取組はどのようになるか。

**事務局**

認知症は、個人により大きな違いがあることは認識している。その中で、軽度から重度まで本人の状態に応じて、医療機関受診やサービス利用等の適切な支援ができるよう体制を整備することが重要と考える。なお、軽度者の把握について、ワーキンググループにおいてチェックリストの活用等の意見が出されていた。

本検討会では、推進計画の大枠の概要をお示ししたが、今後、具体的な取組等を記載する予定であり、その中でお示ししていきたい。

**B 委員**

推進計画の期間はいつまでか。

#### **事務局**

推進計画における計画期間はあえて設定しないこととしている。理由として、推進計画は、市が目指すまちの姿を理念や方向性を示すものであり、中長期的な計画としたいと考えている。なお、各施策や取組の数値目標や評価等については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）にて3年ごとに実施していくこととしている。

#### **B 委員**

一定期間での見直しは行わず、期限なしで方針を定めるということか。

#### **事務局**

あらかじめ期限を設定して定期的に見直しを行うということではなく、国の動向や情勢等を踏まえながら、必要な時に見直しを行うことを考えている。

#### **B 委員**

推進計画の方針に従って具体的な取組を行う計画は別に立てるということか。

#### **事務局**

そのとおり。

本計画の基本目標・施策の方向性と関連を持つ形で、事業計画を策定していく。

補足だが、令和6～8年度まで第9期事業計画を実施しており、来年度から3か年の第10期事業計画を策定中である。第9期事業計画の中に、これまでも認知症施策について含まれており、PDCAを回しているところであり、第10期事業計画においても継続する予定である。

今回検討をいただいている本計画については、事業計画で実施する施策の理念等を規定するものでありことから、3年ごとの見直しは考えていない。

#### **B 委員**

国と旭川市の人口構成を比較すると、旭川市の高齢化率はかなり高いため、国と同様の計画ではなく、旭川市の状況に応じた計画を考えていただきたい。

#### **事務局**

国の趣旨として、各自治体の実情に応じた計画の作成を求められていることから、本市の実情に即した計画策定を考えている。

補足だが、これまでの会議において、認知症に係る旭川市独自の取組の御報告をさせていただいたところだが、本市では平成24年度から各地域包括支援センターに精神保健福祉士を独自に配置して、認知症の世帯に係る個別の相談支援や地域づくりを全国に先駆けて実施している。また、2カ所の認知症疾患医療センターの配置や物忘れ外来やMCI外来等の医療面においても本市独自の状況がある。本計画の策定は、新しい取組を始めることより、これまでの取組を改めて位置づけし直し、新しい認知症観に読み替える部分が大きいと考えている。

## **B 委員**

建付けの部分が理解できていないが、推進計画を策定するが、実際に実行するのは事業計画であり、その実行は推進計画に基づいて実施するということか。

## **事務局**

そのとおり。

認知症分野に関して、推進計画で理念を定め、事業計画にて認知症施策を進めていくが、両計画の内容は相互に関連性を持つ形を持っており、PDCAサイクルを回しながら推進・評価を実施していく。

## **B 委員**

事業計画の上に本計画があり、認知症施策を進めていくが、事業計画は認知症以外のことも記載されることから、推進計画に認知症施策の部分だけ具体的に反映されるよう事業が立てられていくということか。

## **事務局**

概ねそのとおりだが、両計画は上下関係ではなく、推進計画は理念、事業計画は施策の推進・評価となり、それぞれ連携しながら進めていくイメージである。

## **B 委員**

理念に従って実際の事業が行われなければ理念を作る意味はないのではないか。

## **事務局**

そのとおり。

そのため、事業計画には、推進計画の施策の方向性に関連した内容が記載される。

## **B 委員**

事業計画は、推進計画の理念に基づいた計画が独自に立てられているのか。

## **事務局**

事業計画は、認知症を含む全ての高齢者や介護保険に係る施策で作られている。推進計画の理念に基づく施策が、事業計画の認知症施策に落とし込む形になっている。

現在、第10期事業計画を策定中であり、流動的ではあるが、事業計画にいくつかの柱があり、その1本に認知症が規定される。その柱の基本目標は、推進計画の基本目標・施策の方向性に関連した内容が記載される。なお、推進計画では事業計画よりも深掘された内容を記載していく予定であり、そのため事業計画とは別に推進計画を策定していく。

## **B 委員**

計画を2つ作る意味はいかに。

## **事務局**

全国的には、推進計画を事業計画に内包している自治体もあるが、本市は独自に推進計画を策定することを決めた経過がある。それは、本市はこれまで認知症施策を注力して進め、取組が充実したところだが、その部分の考え方を新たにして捉え直すこ

とが本市の課題と考えているため、その考え方を推進計画ということでまとめることとした。

色々な説明をしているが、事業計画の基本理念として「市民がともに支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすことができるまちづくり。」となっており、抽象的な内容である。

先ほど、木下委員からの話もあったが、本市の高齢化の進行は強く、65歳以上の人口はピークアウトしており、数年で75歳以上の人口もピークアウトを迎える。しかし、80歳や85歳以上人口は、今後20年間ほど増加する見込みである。そのような背景から、本市においては認知症施策にしっかり取り組む姿勢を市民に訴えかける必要があると考える。

しかし、事業計画では高齢者全般の抽象的な理念しか設定することができないため、認知症施策に絞ることで、認知症に特化した基本理念や目標を市民等に具体的に伝えることができる。また、市民に伝える上で、基本理念や目標及び施策の方向性等の大枠の部分を事業計画に記載すると埋没してしまう可能性があることから別建ての計画とした。

ただし、推進計画で取り上げる事業は、事業計画とも当然関係があることから、それぞれの計画をしっかりリンクさせ、個別の事業は事業計画に掲載し、3年ごとに進行管理を行う中で、実態とそぐわない場合は推進計画の見直すという機会を持たせることができるというイメージで進めている。

## **B 委員**

事業計画に認知症の部門があるが、その理念が抽象的なため、もう少し具体的にということであれば、事業計画の中に推進計画の内容を入れたら良いのではないかと思う。

## **事務局**

事業計画に認知症の計画を入れることについて、体系的には可能であるが、認知症施策の理念を打ち出したいと考えており、別の計画とした方がメッセージを伝えやすいと考えた。

## **A 委員**

認知症の施策について、これまで各事業や職種でも超えられない壁があったが、それが解消されないまま新しい事業計画になっても、認知症の人への対応ができない状況が続くのではないか。例えば、緊急性がある場合はこのような形で受診につなげる等の踏み込んだ内容を盛り込まなければ認知症施策が進まないのではないか。

## **事務局**

今回の推進計画に個別事例への具体的な対応まで盛り込むことは難しいと考えている。一方で、本市の推進計画には、独自に本人等の役割を明記する予定である。

認知症の本人が家族や関係者等に、自身が認知症であることをオープンにできる

体制づくりや、新しい認知症観の普及により、周囲の人も本人の個性を受け入れながら接していくことを理念として掲げていきたいと考えている。

市民全体が認知症への意識が変わることにより、認知症施策を推進しやすくなり、受診等がしやすい環境が整うのではないかと考えている。

事業計画で認知症施策に関する個別具体的な取組を記載するに当たり、本検討会でいただいた意見を参考にしながら、どのような取組を実施するか検討してまいりたい。

#### **事務局**

他に意見等はあるか。

その他、全体を通じて何か意見等あるか。

#### **一同**

意見等なし。

#### **事務局**

以上で本日の検討会を終了する。